

阿見町議会会議録

令和2年第2回臨時会

(令和2年5月12日)

阿見町議会

令和2年第2回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	29
◎第1号(5月12日)	31
○出席, 欠席議員	31
○出席説明員及び会議書記	31
○議事日程第1号	33
○開 会	34
・会議録署名議員の指名	34
・会期の決定	34
・諸般の報告	34
・議案第38号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	35
・議案第39号から議案第42号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	40
・議案第43号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	45
・議案第44号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	46
・議案第45号から議案第46号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	47
○閉 会	48

第 2 回 臨 時 会

阿見町告示第121号

令和2年第2回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年5月1日

阿見町長 千葉 繁

1 期 日 令和2年5月12日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度阿見町一般会計補正予算（第2号））
- (2) 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (3) 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (4) 阿見町国民健康保険条例の一部改正について
- (5) 阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- (6) 令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- (7) 県単農基第1-1号飯倉地内排水路改修工事請負契約について

第 1 号

[5 月 12 日]

令和2年第2回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年5月12日（第1日）

○出席議員

1番	久保谷	充	君
2番	落合	剛	君
3番	栗田	敏昌	君
4番	石引	大介	君
5番	高野	好央	君
6番	樋口	達哉	君
7番	栗原	宜行	君
8番	飯野	良治	君
9番	野口	雅弘	君
10番	永井	義一	君
11番	海野	隆	君
12番	平岡	博	君
13番	川畑	秀慈	君
14番	難波	千香子	君
15番	紙井	和美	君
16番	柴原	成一	君
17番	久保谷	実	君
18番	吉田	憲市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁	君		
副町	長	坪田	匡弘	君		
教	育	長	湯原	正人	君	
町	長	公室	長	小口	勝美	君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
税務課長	齋藤明君
収納課長	平岡正裕君
子ども家庭課長	小澤勝君
都市整備課長	堀越多美男君
農業振興課長	小松澤智君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和2年第2回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

令和2年5月12日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度阿見町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第5 議案第39号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第40号 阿見町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第41号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第42号 阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第43号 令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第44号 県単農基第1-1号飯倉地内排水路改修工事請負契約について
- 日程第8 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）
- 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

午前10時20分開会

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和2年第2回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷充君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

10番 永井義一君

11番 海野隆君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

○議長（久保谷充君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今臨時会に提出された案件は、町長提出案件、議案第38号から議案第46号、以上9件であります。

次に、監査委員から、令和2年3月分に関する例月出納検査の結果について報告がありまし

たので、報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度阿見町一般会計補正予算（第2号））

○議長（久保谷充君） 次に、日程第4、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度阿見町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日は、令和2年第2回臨時会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案第38号の専決処分の承認を求める令和2年度阿見町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に49億2,329万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ219億4,219万8,000円とするものであります。

その内容は、全世帯に1人当たり10万円を支給する特別定額給付金や、子供1人当たり1万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金を支給するための経費、また、中小企業に対する県の新規貸付金の一部を負担する経費など、新型コロナウイルス対策関係経費の計上について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

永井議員。

○10番（永井義一君） この歳出のほうなんですけども、6ページ目のですね、子育て臨時特別給付金なんですけども、これに関して、先ほどね、10万円のときはね、全協で説明いろい

ろありましたけども、この臨時特例、子育て世代への臨時特例給付金、これ児童手当の関係だと思ふんですけども、どのような形で、その世帯に配付するのか、ちょっとお願いします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 子育て世帯への臨時特別給付金についてお答えいたします。

こちらにつきましては、児童手当に関して1万円を加算しまして、プラスアルファという形で出す形にはなりますが、対象となる児童につきましては、5,280人、3,174世帯に対して給付する予定でございます。

こちらにつきましては、広報紙につきましてはもう既に周知しているところですが、この後、システム改修を行いまして、5月25日まで支給対象者を再確認させていただきまして、その後、案内状、それと、こちら贈与契約という形になりますので、本人様が要らないという意思表示をすることもできますので、その拒否の許諾書を送付いたしまして、一定期間、その拒否の回収期間を設けなければなりませんので、給付金につきましては6月29日から開始する予定でございます。

全世帯に対しては、案内状を含めまして全て送付させていただきますので、そういう形で、今、支給を進めていくための準備をしてるところでございます。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 10万円の給付金でもね、要らないよっていう項目があるっていうのはあるんですけど、この児童手当に対してプラス1万円、これは要らないよっていう人も、一応それは確認をして、で、町として、それが終わって、6月29日より、配付っていうんですか、これ。要するに銀行振込の児童手当と一緒に振り込むっていう感覚でいいわけですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） いや、児童手当と一緒にというわけではなくて、これは個別に、これはこれとして振り込ませていただく予定でございます。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

6番樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 7ページ、保健衛生費、2予防費、1112感染症予防事業、10需用費のうちの消耗品費500万円の内訳を伺います。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えいたします。

この新型コロナウイルス感染症対策に関しましては長期戦を見込んでおりまして、やはりマスク、今後についてもマスクの備蓄を進めたり、消毒薬の備蓄を進める予定でございます。

内訳につきましては、マスクのほうにつきましては3万1,800枚、それと非接触式体温計、こ

れを8個、それと消毒液になります。これを5リットル入りを74個、それと、前回4月で専決を頂きましたマスクと消毒液のウエルパスにつきましては、もともとの当初予算のほうの見込額で計算したものでございまして、実際の販売価格がかなり高騰しておりますので、その差額というような形になりますので、その差額を計上しているところでございます。

以上になります。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑は。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。そうすると、当初でね、当初予算だったよな、だったかな、忘れちゃった。5万枚って、マスク5万枚。これはまだ入手してないっていうことになりますか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） こちらにつきましては、一気に入るってことはまず不可能で、業者のほうから、ある程度の数量、例えば1,000枚とか2,000枚がそろった段階で入り始めてるという段階で、ようやくこのところ入り始めたという段階でございます。

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） そうすると、大体何枚ぐらい手当をされているんですか、入荷されてきたんですか、入荷っていうのかな、されてきたんですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

こちらにつきましては、4月22日にアイリスオーヤマ様より9,960枚、それと宝薬品により1,500枚の入荷があったと。現在これだけの入荷でございます。

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） そうすると、ごめんなさい、当時の予算っていうのかな、その分で足りない分をっていうことで、先ほど御説明になったと思うんですけど、そうすると、ここで、先ほど樋口さんとのやり取りの中で、マスクの3万1,800枚という形だったんですけど、だったですよ。そうすると、この5万枚と3万1,800枚、約1万2,000枚ぐらいの差があるんですけども、その差額、要するに、当初よりも非常に高騰しているんで、その差額の分を、この本予算に計上したんだというふうなことなんですけども、さっき聞きますと、9,900枚の1,500枚だから大体1万ちょっとぐらい、1万2,000枚ぐらい、1万2,000枚まで行かないかな、1万1,000枚、1万1,400枚か、ぐらいなんですけど、その分については、一応そのやり取りは終わって、お金の面もやり取りが終わって、残りの3万1,800枚っていう理解でいいんですか。の差額がね、の差額。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

4月専決いただいた分については、全て1ケース500円という計算でしたものですから、その範囲内で払えるものに、9,900、そちらについてはその範囲内で払っておりますので、全てにおいて、前回の専決分5万枚に対する差額を今回計上しているものと、新たに購入するマスク3万1,800枚につきましては、全て定額、現在予想されてる金額で出しているものでございます。

以上になります。

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） そうすると、阿見町は町民に配ったわけではないので、どちらかというと、学校とか、福祉施設とか、医療機関とか、皆様方のあれかな、職員の関係もあるのかもしれないけど、これのために大体8万枚ぐらいを、4万枚が柳州から来てるから、もっとなのかもしれないけど、その手当するためのマスクの枚数が5万枚プラス3万1,800万という形で見込んでいるっていいことですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） マスクにつきましては、先ほど海野議員が言われてるとおり、基本的には、前回専決で説明したとおり、ある程度の職員、今後、感染症対策で職員が使用するもの、それと医療機関や障害者施設、介護施設などの職員に対して、感染症が長引くことによってマスク入手困難になった場合の対応策という形で考えています。また、高齢者や、あと児童、そういう者に対する備蓄という考え方で今は進めているところでございます。

以上であります。

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） しつこいように申し訳ないんですけど。それで、私は常々思うんですけども、今回はね、局地的な災害とかじゃないのでね、これ日本全国、世界中っていうか。だからマスクとか、そういった防護の用品もね、全ての需要があるので、なかなかね、阿見だけというのは難しいかもしれないけれども、災害支援協定をいろいろたくさん結んでいて、それで、それぞれね、町が要請したときに優先的に支給を受けると、支援を受けると、こういう協定をたくさん結んでいたと思うんですね。

その中には当然こういったね、マスクなんかも、あるいは消毒薬なんかもね、取り扱う業者もあったのではないかなと思うんですけど、そういった当時の災害の支援協定みたいなものかな、そういった物資供給協定みたいなものかな、そういったものっていうのは今回は全然機能しなかったっていう形になりますか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） やはり全世界的な需要不足という面においては、事業者の方、業者の方自体も入手困難という形のところがありますけども、現在、アイリスオーヤマ様はじめ、そういうところに関しては、ある程度の枚数というのは支給できるという形で、町長の御尽力もありますので、そういうところが確保できるというところがございますが、現在、マスクよりもアルコールのほうが非常に入手困難という形になっておりまして、そういう事業者のほうから寄附も中には、商工会青年部様よりの寄附など等もございましたが、なかなか入手ができないと。特にアルコールの場合については、容器を入手困難だという話を受けておりますので、これについては、協定を結んでいる事業者様でも、ちょっとなかなか難しいのかなというところがあります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 今回のような経験を踏まえてみるとね、ただその、じゃ、阿見町だけね、いや阿見町と同じような状況が全国どこでもそうかっていうと、そうでもない。結構、確保してね、町民に配ってるところもあるやに、やっぱり報道されてますよね。だから、物流が非常に混乱してるっていうことはあると思いますよね。

しかし、町っていう公共機関がね、やっぱり必要だと思うときに、一般の個人ではなくてね、町が必要だと思うときに、きちんと供給されるようなルートをね、見つけておくっていうかな、そういう、つくり上げておくっていうのは非常に重要だというふうに思いますので、今後ね、これからどうなるか分からないんだけど、今後そういうことも含めてね、検討していただきたいなと思います。これは要望です。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第38号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号については原案どおり承認することに決しました。

議案第39号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第40号 阿見町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第41号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第42号 阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第5、議案第39号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第40号、阿見町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第41号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第42号、阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第39号から議案第42号までの条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議案第39号の阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を一部改正する府令が公布されたことに伴い、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を一部改正するものであります。

その主な内容としましては、家庭的保育事業者等が、一定の要件において、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保を不要とすることについて、所要の改正を行うものであります。

議案第40号の阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を一部改正する省令が公布されたこ

とに伴い、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正するものであります。

その主な内容としましては、家庭的保育事業者等が、一定の要件において、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保を不要とすること及びひとり親家庭の保護者の疾病や障害等の理由により養育を受けることが困難な乳幼児に対して居宅訪問型保育の提供が可能となるよう、所要の改正を行うものであります。

議案第41号の阿見町国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより、療養し労務に服することができなかった場合に、傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うものであります。

議案第42号の阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、後期高齢者医療保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が表れたことにより、療養し労務に服することができなかった場合に傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 議案第39号、40号にも関わることだと思うんですけども、国のほうとしてね、特定地域型保育事業者、0・1・2歳の部分のね、ところが、それ以降、卒園した以降のね、保育所、保育園等が、連携の確保が不要ということで、国がこういった、なぜかこういった法律を定めたわけなんですけども、今、この39号の説明資料の中にね、町内には3つの家庭的保育事業及び3つの小規模事業があり、いずれの施設においても、町内の特定教育・保育施設を連携施設としておりますので、今回の改定には町としては影響はないということが書かれているわけなんですけども、これ、ここで聞いて分かるかどうか分からないんですけども、国が、卒園後の受入確保のための連携施設の確保は不要だと言った背景っていうのは、どんなものが考えられますかね。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 国の背景というのは、ちょっと分かりかねるところがありますが、基本的に市町村が積極的に動いて受入先を探した場合については連携を不要としており

ますということですので、あくまでも、これは市町村に対して、こういう場合があった場合は積極的に動くようにという考え方で動いているかと思われま

す。

○議長（久保谷充君） 永井義一君。

○10番（永井義一君） 国のほうとしては、市町村が、もしやってない市町村があった場合には、なるべくその連携をつくって、3歳からの子供を受入れをしっかりとやりなさいよっていうことでなんですかね。分かりました。

それで、もう1つ、今現在、保育所の待機児童の話があるんですけども、これは0・1・2がね、圧倒的に多いかとは思うんですけども、この0・1・2のところ卒園して、保育所とか保育園等々に行く場合には、現在、連携施設があるということでいいんですけども、その連携施設先のほうで、もうあっぷあっぷになって児童を受け入れられないとか、そういった状況っていうのはあるんですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 連携の受入先のほうが手いっぱいであっぷあっぷしてるっていう状況は、現在のところないです。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 議案第41号、これ大丈夫だよ、41号ね。国保のね、一部改正ということで、傷病手当金、新型コロナウイルスにかかった場合の国民健康保険の保険者か、被保険者か、保険者だな、に支給するということなんですけど、まずもってね、この国民健康保険で傷病手当金っていうのはなかったわけですよ、今までね。

で、まず、なかったっていう理由と、今回改めて、この新型コロナウイルスに関してはこの傷病手当金を出すということの、さっきも言った背景っていうかな、何となく分かるけれども、背景をちょっと説明してもらっていいですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 国民健康保険税に傷病手当がなかった背景につきましては、国民健康保険税自体が、この保険制度が、被用者だけではなく、農業者や小規模事業主とか、幅広い事業主で構成されておりますので、傷病手当っていう制度自体を国保に盛り込むということ自体が今までなじまなかったというような経緯があるかと思

います。で、今回、新型コロナウイルス感染症に関しまして、わざわざこれをつけたというものに関しましては、他の被用者保険につきましては、傷病手当、新型コロナウイルス感染症に対して傷病手当を提供するという形がありまして、そのバランスを取ることと、やはり新型コロナウイルス

感染症におきまして、やはり、ただでさえ国民健康保険税に入っているということで、収入的に不安定なところがありますので、さらにその感染症によって収入の道が閉ざされてしまった場合、大変な、その生活自体を支えることができなくなってしまうので、そのバランスを取るために、改めてこの新型コロナ感染症に関しましては、改めて傷病手当を設置したものと思われま

す。

以上です。

○議長（久保谷充君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） これまで、社会保険っていうのかな、健康保険とか年金かな、これについて、事業所の規模によってね、分かれてたわけですよ、加入しなくてもいいっていう事業所と加入しなければいけないという事業所。で、だんだんだんだん加入しなければいけないっていう事業所はですね、増えてったわけですよ。厳しくなってるっていうかな。それは、働く人たちを守っていくという、その大きな理由があつてですね、背景に。

今回、社会保険に入れない、入らない、入らないということだろうな。それで、働く人、労働者であつて、それで国民健康保険に入っていると、こういう人たちの想定っていうのは何人ぐらいの想定になってるんですか、これ。予算が後でついてるようですけども。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

4月1日現在で、国民健康保険に加入してて給与所得がある方につきましては、3,530人があります。コロナ感染症自体については、もっと、予算的には少ない規模で計算しておりますが、以上、そういうことであります。

○議長（久保谷充君） ほかに。

海野隆君。

○11番（海野隆君） すいません。それで、大体3,530人ぐらい想定っていうか、給与所得があるということになっていて、今回、そういう人たちを救っていくっていうかな、ほかの社会保険、健康保険組合とか共済とか、そういう人たちと同じような形で対応していくと。こういう形になってですね、この条例を改正するという事なんでしょうけれども、これは今度、その後、予算がね、出ているので、そこで聞いてもいいんですけども、これをやるとですね、国民健康保険側っていうのかな、そちらとしては当然負担が大きくなるはずですよ。この大きくなった負担というのは、どこが負担するんですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

今回の傷病手当につきましては、国のほうが特例的に特別調整交付金を支給する形になりま

すので、こちらのほうから傷病手当のほうは支給する形になります。

○11番（海野隆君） はい、了解しました。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

永井義一君。

○10番（永井義一君） 41号のところで、傷病手当ね、つくということで、いいことだと思うんですけども、この中で、第2条のところで、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からという、3日という、要は、働けなくなってから3日間置いて、そこから起算するというような形で書かれているんですけども、これは国が決めたことだと思うんですけども、この3日を経過した日からということに対しては、この背景はどういったものがあつたんですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 一応、今回のことにつきまして、この3日間というのは、国のほうの要綱のほうで、3日を経過した日から労務に服することができない期間と定められておりますので、このような形でやったところでございます。

○議長（久保谷充君） 永井義一君。

○10番（永井義一君） ということは、町としては、その辺は、国が3日だから3日だよと。独自に町のほうの判断っていうのは、その辺はないわけですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） お答えします。

一応、制度としてこのようになっておりますので、町としては、こちらに独自に手心を加えるということは考えておりません。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第39号から議案第42号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第39号から議案第42号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第42号については原案どおり可決することに決しました。

議案第43号 令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第6、議案第43号、令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第43号の令和2年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に200万円を追加し、歳入歳出それぞれ49億700万円とするものであります。

その内容は、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる被保険者に対する傷病手当金を新規計上、その財源として県支出金を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第43号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号については原案どおり可決することに決しました。

議案第44号 県単農基第1-1号飯倉地内排水路改修工事請負契約について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第7、議案第44号、県単農基第1-1号飯倉地内排水路改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第44号の県単農基第1-1号飯倉地内排水路改修工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は、飯倉地内の排水路改修工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から令和2年11月30日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第44号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号については原案どおり可決することに決しました。

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第8、議案第45号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）、議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第45号及び議案第46号の専決処分の承認を求めることについて、関連しますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図ることを目的に、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、阿見町税条例及び阿見町都市計画税条例を一部改正し、早急に施行する必要性が生じたため、5月1日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

議案第45号の阿見町税条例の一部改正の主な内容としましては、町民税関係では寄附金税額控除の特例等について、固定資産税関係では課税標準の特例等について、所要の改正を行うものであります。

議案第46号の阿見町都市計画税条例の一部改正の主な内容としましては、地方税法の改正に伴う規定の整理を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第45号から議案第46号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第45号から議案第46号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号から議案第46号については原案どおり可決することに決しました。

閉会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第2回阿見町議会臨時会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午前11時04分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 久保谷 充

署 名 員 永 井 義 一

署 名 員 海 野 隆